

入札説明書

パソコン機器の調達業務

令和7年3月

奈良県社会福祉協議会 総務企画課

入札説明書

奈良県社会福祉協議会(以下、「本会」という。)が調達する役務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記7の(1)に掲げる者の説明を求めることができます。

1. 公告日

令和7年3月19日

2. 競争入札に付する調達の内容

(1)入札物件

パソコン機器の調達(ノートパソコン並びにデスクトップパソコン)及び5年間(60ヶ月)の賃借

(2)物品等の特質(調達物件及び数量)

別紙「パソコン機器の調達に係る仕様書」のとおり

①ノートパソコン 10台

②デスクトップパソコン 31台

(3)契約期間

令和7年8月1日から令和12年7月31日まで

(4)納入場所

本会1階から3階及び5階の各事務室(別紙、「機器設置場所一覧」による)

(5)納入期限

納入日は、土曜日、日曜日及び祝日等本会の業務に支障のない日とし、本会職員と事前に調整するものとする。

(6)その他

詳細については、別紙「パソコン機器の調達に係る仕様書」のとおり。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格

下記の全てに該当する者が、この入札に参加することができます。

(1)奈良県内に営業所を有する。

(2)プライバシーマークを取得している。

(3)この入札参加申請時点で、奈良県の「入札参加資格」を有する。

4. 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、以下に定める書類(以下「入札参加申請書類」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

- ・入札参加申請書(様式1)
- ・適合規格承認申請書(様式2)及び添付資料
- ・3の(1)～(3)を証明する書類

(1)提出期限及び場所等

- ・提出期限:令和7年4月7日(月)午後5時まで(必着)
(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
- ・提出場所:〒634-0061 橿原市大久保町 320 番 11
奈良県社会福祉協議会 総務企画課
電話番号:0744-29-0100
E-mail:soumu@nara-shakyo.jp
- ・調整期日:令和7年4月16日(水)午後5時まで
(提出期限までに必要書類を提出し、確認事項がある場合は、調整期日までに最提出してください。)

(2)提出方法及び部数

- ・方 法:郵送又は持参
郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。
また封筒に「パソコン機器調達業務に係る入札参加申請書類在中」と
朱書きしてください。
- ・部 数:1部

(3)その他

- ・作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- ・提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ・提出された書類等は返却しません。

5. 入札参加資格審査結果の通知

- (1)入札参加申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、「入札参加資格確認通知書」を、資格が確認できなかった者に対しては、資格がない旨及びその理由を書面により通知します。
- (2)入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)以内に書面を上記4の書類の提出場所に持参して説明を求められます。

6. 入札方法

(1)入札は、輸送費、設定・設置に係る経費、ソフトウェアのインストール経費、本会職員に対する利用方法の説明経費、機器入替により処分する旧パソコンのデータの完全消去や廃棄処分の費用等、新・旧パソコンの入れ替えにあたり必要とされる全ての諸経費を含む総計金額で行います。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2)入札者は、所定の入札書(様式 A)及び保守体制整備証明書(様式B)を作成し、封をしたうえ、所定の場所及び日時に入札してください。記載項目については別紙記載例及び入札書封緘例のとおりです。再度(2回目)の入札を行う場合がありますので、入札書は2枚用意してください。

(3)代理人をもって入札する場合は、委任状(様式C)を入札と同時に提出してください。記載項目については別紙委任状記載例のとおりです。なお、この場合の入札書には、入札者の住所及び代表者名欄に入札者本人の住所氏名を記載のうえ、代理人と表示し、代理人の氏名を記載のうえ、委任状で申請した代理人印を押印してください。

(4)入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(5)再度(2回目)入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、本会「経理規程」第 76 条に基づき、随意契約の手続きに入ることがあります。その際、見積書(様式D)が必要となりますので、別紙見積書記載例のとおり作成のうえ、1部用意してください。

(6)入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上となる場合は、くじにより落札者を決定します。なお、くじの対象となる者のうち、郵便入札参加者がいる場合は、当該入札事務に関係のない本会職員が代行してくじを引くこととします。

(7)開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人の立ち会いにより行うものとします。入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本会職員を立ち会わせて行います。

(8)入札の際には、入札参加資格確認通知書(またはその写し)を持参してください。郵便により入札を行う場合は、入札参加資格確認通知書の写しを入札書に同封してください。

7. 入札書の提出場所等

(1)入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を示す場所、契約を担当する所属部署の名称及び問合せ先

〒634-0061 橿原市大久保町320番11

奈良県社会福祉協議会 総務企画課

電話番号:0744-29-0100

(2)入開札の日時及び場所

令和7年4月18日(金)13時15分～

奈良県社会福祉総合センター 3階 第1・2会議室

(3)郵便による入札

①入札書は、郵便で提出することができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「パソコン機器調達業務入札書」と朱書して、令和7年4月16日(水)の午後5時までに到着するようにしてください。

②初度入札に係る入札書と共に再度入札を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書(または再度入札辞退を含む)を別々に封緘し、封書の表面に「パソコン機器調達業務入札書(初度入札)」および「パソコン機器調達業務入札書(再度入札)」(または「再度入札辞退」と各々朱書きして、令和7年4月16日(水)午後5時までに到着するようにしてください。

③再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとみなします。

④封緘された入札書が初度または再度の明記の区別なく郵送されたとき、またはそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。

なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不要となった場合は返送します。

8. その他

(1)契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2)入札保証金

免除します。

(3)契約保証金

免除します。

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1)この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2)本会会長の定める入札条件に違反した入札
- (3)入札書に記名押印(代理人による入札の場合、代理人の記名押印)を欠く入札
- (4)入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5)同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6)入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (7)入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (8)その他、入札に関する条件に違反した入札

10. 落札者の決定方法

(1)開札は、入札に参加する者またはその代理人が出席して行うものとします。

ただし、7の(3)に該当する場合は、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。

- (2)予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度(2回目)の入札を行う場合があります。なお、再度入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届(様式 E)を提出してください。記載項目については、別紙一般競争入札辞退届記載例のとおりです。
- (3)落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4)落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、該当入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。

11. 契約書作成の要否等

- (1)落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2)落札者は、契約締結に関する本会理事会での決議後、本会「経理規程」第 77 条第 1 項の規定に基づき、契約書を作成のうえ、契約を締結するものとします。

12. 手続きにおける交渉の有無

(4で示す入札参加資格申請の手続きが必要です。)

13. 契約の不締結等

(1) 契約の締結までに、落札者が次のいずれかに該当すると認められたときは、落札者と契約を締結しないものとします。

なお、契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る資材若しくは原材料の購入契約等の契約(以下「資材契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る資材契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、本会が本会との契約の相手方に対して資材契約等の解除を求めたにもかかわらず、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本会に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

14. 注意事項

- (1) 落札者は、本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。
- (2) 契約者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他

の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、または解除された後においても同様とします。

(3) 契約の履行に際しては、担当者と十分打合せの上、その者の指示に従ってください。

(4) やむをえない事情により入札事務を中断、または入札の延期を行う場合があります。

15. 質問等

(1) 入札や仕様に関わる質問等については、質問書(様式3)により4の(1)に示す連絡先に E-mail で行ってください。受付期間は、令和7年3月26日(水)午後5時までとします。

(2) 回答については、令和7年4月2日(水)午後5時までに本会のホームページに掲載することにより行います。